

荒川大規模氾濫に備え、減災に対する取り組み状況を確認 ～第4回荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会を開催～

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会は、荒川での氾濫が発生することを前提として地域全体で常に洪水に備えるため、国・県・市・村等が減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成28年5月17日に設立し、構成機関の取組を共有し、密接な連携体制を構築しています。

第4回協議会では、取組方針の見直しや、今年の重点取り組み目標、情報提供として危機管理型水位計の設置、防災教育の充実などについて、減災目標を達成するための課題や情報共有を行いました。



H30.4.16 第4回協議会の様子

取組項目	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
内容	施設管理者からの問い合わせに対応、出前講座の実施
実施主体	北陸地方整備局羽越河川国道事務所

羽越河川国道事務所では、要配慮者利用施設の管理者から避難確保計画作成にあたって、専門用語の解説や緊急時ご本人の情報を確認されないかな等の問い合わせについて説明をおこなった。また、施設管理者からの要請により施設の方への出前講座を実施した。

- 【実施概要】
- 【H28.10.24】専門用語や情報入手先の説明
 - 【H29.6.7】出前講座の実施
 - ・参加者：羽越河川国道事務所、社会福祉施設
 - ・内容：専門用語解説、情報入手先（FP・川の防災情報など）、荒川の概要と水害について



専門用語や情報入手先の説明



出前講座

取組概要

荒川大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成機関

北陸地方整備局 羽越河川国道事務所、新潟県 村上地域振興局、村上市、関川村、胎内市
新発田地域広域事務組合 消防本部、荒川水力電気(株)関川事業所、赤芝水力発電(株)、
東北電力(株)新潟支店、新潟地方气象台、荒川沿岸土地改良区(オブザーバー)

担当：調査課

発行およびお問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1

TEL: 0254-62-3211 (代表)

FAX: 0254-62-1106 (代表)

URL⇒<http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/>

